

令和 7 年度 山梨県私立高等学校等 入学準備サポート事業給付金 のお知らせ

この給付金は、私立高等学校等に入学する生徒の保護者の皆さまの、入学に際して必要となる費用（制服、体育着、上履き、体育館履き等）の負担を軽減する制度（返還不要）で、「就学支援金」や「奨学給付金」とは別の制度です。それぞれの制度で申請が必要ですので、対象となる方は忘れずに申請してください。

山 梨 県

【 支給要件 】

令和 7 年 4 月 1 日（基準日）現在で、私立高等学校等の 1 年次に在学し、令和 7 年度に入学した高校生等の保護者等で、次のすべての要件に該当する方が対象となります。

- 1 保護者等が、基準日現在、山梨県内に住所を有していること
- 2 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税（0 円）世帯であること
- 3 高校生等が高等学校等就学支援金の受給権者であること

注) ア 「高校生等」には、次の方は含まれません。給付の対象外となります。

- ※ 専攻科、別科及び特別支援学校の高等部に在学されている高校生等
- ※ 生活保護世帯の高校生等
- ※ 児童福祉法による児童入所施設措置費等の支弁対象となる高校生等で、見学旅行費又は特別育成費が措置されている方(母子生活支援施設の高校生等を除く)
- ※ 入学する高等学校等に指定の制服又は常時着用を義務づける標準服がない高校生等

イ 3 の「高等学校等就学支援金の受給権者」とは、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第 3 条に規定する受給権者のことをいいます。

ウ 給付の決定に必要な事項について、関係機関で調査する場合があります。

※ 5 月以降に入学する高校生等については、基準日をその入学日として読み替えたうえで、1 から 3 の要件に該当する方が対象となります。

【 給付金の支給額等 】

一律 50,000円（対象高校生等一人につき1回を限度）

対象経費	支給額
1 制服購入費 2 体育着購入費 3 上履き購入費 4 体育館履き購入費 5 その他高等学校等の入学時に必要となる経費 なお、1～4について、高等学校等の指定がある場合は、必ず購入するものとする。 制服の購入が必須でない場合は対象外	50,000円

【 申請手続 】

県への提出締切

○第1回締切：5月23日(金) <消印有効>

- できるだけ、この締切に間に合うように提出をお願いします。

○第2回締切：10月24日(金) <消印有効>

- 第1回目の提出に間に合わなかった方が対象です。
(5月～秋入学の方 基準日が「入学日」となりますのでご注意ください。)

○第3回締切：12月26日(金) <消印有効>

- 令和7年度高等学校等奨学給付金支給決定を受けた保護者の方が対象です。

※ 山梨県内の高等学校等に在籍している場合は、学校を経由して県へ提出することになりますので、締め切り日は学校の指示に従ってください。

※ 在籍高校が「山梨県内」と「山梨県外」で提出書類・提出方法が異なりますので、それぞれ確認のうえ、提出してください。(次ページ以降参照)

山梨県内の私立高等学校等に在籍する高校生等の保護者等による申請

「私立高等学校等入学準備サポート事業給付金受給申請書(第1号様式)」及び、「口座振込依頼書(第3号様式)」または「委任状(第4号様式)」に必要事項を記入のうえ、次の書類を添えて、在学する学校へ提出してください。

(1) 次の①②いずれかの書類

① 保護者等全員の個人番号を確認できる書類

10ページの「個人番号提出時の本人確認書類について」を確認の上、「貼付台紙兼同意書(第2号様式)」に次の書類の写し等を貼り付けて提出。なお、同意いただくことが必要です。(同意いただけない場合は②を提出してください)

ア 個人番号カード(裏面)、個人番号通知カード等の個人番号確認書類

イ 個人番号カード(表面)、運転免許証等の身元確認書類

② 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税であることを証明する書類

ア 保護者等全員の令和6年度の課税証明書等 (令和5年中の所得に基づくもの)

※高等学校等就学支援金の認定申請の際に、「提出した課税証明書等を本給付金事業で使用するの同意書」を提出している場合は、本給付金事業での課税証明書等の提出を省略できます。

学校は提出済の課税証明書等をコピーのうえ、県へ提出してください。

※秋入学の場合は、入学した日現在の最新の課税証明書等が必要。

<①及び②共通>

生徒に保護者等がおらず、「生徒本人」又は「主たる生計維持者」の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を提出する場合は、生徒本人の扶養状況が確認できる書類 (生徒本人の健康保険証等のコピー)

(2) 申請書に記載した申請者本人名義(保護者等の名義)の預金通帳の写し (委任状を提出する場合は必要ありません)

※ 金融機関名・店舗名・預金種別・口座番号・口座名義人(漢字表記の箇所及び読み仮名表記の箇所ともに必要)が確認できるところをコピーしてください。

※ 給付金を、申請者が学校へ支払う授業料以外の教育費と相殺することを希望する場合は、委任状(第4号様式)を提出してください。その場合は、給付金を学校へ支払うこととなります。

山梨県外の私立高等学校等に在籍する高校生等の保護者等による申請

「私立高等学校等入学準備サポート事業給付金受給申請書(第1号様式)」及び「口座振込依頼書(第3号様式)」に必要事項を記入のうえ、次の書類を添えて、直接、山梨県私学・科学振興課に提出してください。

(1) 次の①②いずれかの書類

① 保護者等全員の個人番号を確認できる書類

10ページの「個人番号提出時の本人確認書類について」を確認の上、「貼付台紙兼同意書(第2号様式)」に次の書類の写し等を貼り付けて提出。なお、同意いただくことが必要です。(同意いただけない場合は②を提出してください)

ア 個人番号カード(裏面)、個人番号通知カード等の個人番号確認書類

イ 個人番号カード(表面)、運転免許証等の身元確認書類

② 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税であることを証明する書類

ア 保護者等全員の令和6年度の課税証明書等 (令和5年中の所得に基づくもの)

※秋入学の場合は、入学した日現在の最新の課税証明書等が必要。

<①及び②共通>

生徒に保護者等がおらず、「生徒本人」又は「主たる生計維持者」の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を提出する場合は、生徒本人の扶養状況が確認できる書類
(生徒本人の健康保険証等のコピー)

(2) 在学証明書(第5号様式)

※ 在籍する高等学校等に証明してもらってください。

※ 学校指定の既存の在学証明書の様式でも可能。

(3) 申請書に記載した申請者本人名義(保護者等の名義)の預金通帳の写し

※ 金融機関名・店舗名・預金種別・口座番号・口座名義人(漢字表記の箇所及び読み仮名表記の箇所ともに必要)が確認できるところをコピーしてください。

【提出先】※追跡可能な簡易書留などによる方法で提出してください。

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 本館2階

山梨県 県民生活部 私学・科学振興課 私学振興担当 宛

【 受給資格の認定 】

第1回締切までの提出者：令和7年7月中旬頃に、申請者にお知らせする予定

第2回締切までの提出者：令和7年11月以降に、申請者にお知らせする予定
(事務の都合上、お知らせの期日が前後する場合があります)

【 給付金の支給 】

申請者の口座に年額を一括で振り込みます。

第1回締切までの提出者

：令和7年8月上旬頃に指定口座に振り込む予定

第2回締切までの提出者

：令和7年12月以降に指定口座に振り込む予定

(事務の都合上、支払の期日が前後する場合があります)

※ 山梨県内の私立高等学校等に在籍する高校生等で、委任状を提出した場合は、
学校に直接支払います。

【 申請にあたっての注意 】

◆ 申請書の記載について

- ・ 記入にあたっては、6～8ページの「申請書記入例」及び「(別紙) 記入上の注意」をよく読んでください。
- ・ 記入誤りを訂正する場合は、二重線を引き、その上に押印してから余白に記入してください。
- ・ 申請書に虚偽の記載をし、本来受けることができない給付金を受けた場合は、給付金の全額を直ちに返還していただくこととなります。

◆ 給付金の使途について

- ・ 給付金は、高等学校等への入学時に必要となる制服、体育着、上履き、体育館履き、その他高等学校等の入学時に必要となる経費に使用してください。
(制服、体育着、上履き、体育館履きについては、指定がある場合は必ず購入してください。制服の購入が必須でない場合は、対象外となります。)
- ・ 学校に納入しなければならない経費は、授業料以外にもありますので、未納のないようにしてください。

第1号様式

提出年月日 令和 7 年 〇 月 〇〇 日

山梨県知事 殿

私立高等学校等入学準備サポート事業給付金受給申請書

次の5点を確認の上、□にレ点を付けてください。

よくご確認のうえ、
チェックしてください。

- ☒ 支給年度の4月1日（※）現在、保護者等の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税であること。
（※）秋入学が定められている高等学校等においては入学した日。以下同じ。
- ☒ 支給年度の4月1日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けていないこと。
- ☒ この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支弁対象となっていないこと。
- ☒ 在籍する高校の指定する①制服（※）、②体育着、③上履き、④体育館履きを購入したこと。
（※）常時着用が義務づけられた標準服を含む。
- ☒ その他、この申請書の記載内容は、事実と相違ないこと。

着用を義務づけられた制服（指定制服）及び標準服がない場合、本給付金の対象となりません。

私立高等学校等入学準備サポート事業交付金の受給を、関係書類を添えて申請します。

【申請者について】

申請者住所 （保護者等住所）	〒 400-8501 山梨県 甲府市丸の内1-6-1	ふりがな かい たろう	申請者氏名 （保護者等氏名） 甲斐 太郎
高校生等との関係 （いずれかに○）	親権者 ・ 未成年後見人 ・ 未成年後見人である里親 ・ 主たる生計維持者 ・ 生徒本人 ・ その他（ ）		
電話番号	（ 0 5 5 ） 2 2 3 — 1 3 2 2		

【対象となる高校生等について】

ふりがな	かい いちろう	生年月日	昭和 平成 21 年 5 月 5 日
高校生等氏名	甲斐 一郎		
現在 在学 する 高等 学校 等	学校の名称	国立・公立・私立 ○○高等学校	
	学校の種類・課程・学科	高等学校（全日制）	
	学校の所在地	○○ 都道府県 ○○ 市区町村 ○○○○	
	入学年月	令和 7 年 4 月 入学	

記入上の注意をご
確認のうえ、記入し
てください。

【保護者等の収入の状況について】(1)～(2)のうち該当する□にレ印を付けてください。

(1) 次の者の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を提出します。(下記により提出を省略する場合は、レ印のみ記入)

①	☒	親権者(両親) 2名分
②	☐	親権者 1名分 (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。) ・支給年度の4月1日現在、離婚、死別等により親権者が1名の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を提出できない場合 等
③	☐	未成年後見人 () 名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分) ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	☐	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者) 1名分 ※生計維持関係を確認するため、生徒の保険証のコピーも提出してください ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑤	☐	生徒本人 ※生徒の保険証のコピーも提出してください 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、生徒本人が成人に達している場合 等

(2) 次の理由により、個人番号カードの写し等又は課税証明書等を提出しません。

☐	所得確認の対象が <u>生徒本人</u> (親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、生徒本人は未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
--------------------------	---

山梨県内の高等学校等に進学する場合

就学支援金受給資格の認定申請に際して、提出した課税証明書等を本給付金事業で使用するの同意書を提出している場合は、本給付金事業での課税証明書等の提出を省略できます。

記入上の注意

【対象となる高校生等について】の欄は次によって記入してください。

- イ 中学校卒業後に最初に入學する高校の入學年月について、記入してください。
- ロ 「高等学校等」とは、国公私立の高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ハ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤高等専門学校（1～3学年）」、「⑥専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑦専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑧専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑨専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑪専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑫各種学校（外国人学校）」、「⑬各種学校（その他）」の別を記入すること。

【保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
 - ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ロ (1)②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
 (1)②の「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、親権者全員の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を提出できない場合は、親権者が存在しない場合に含まれるものとして、(1)④及び⑤並びに(2)のいずれかに該当するものを選択してください。
- ハ (1)①又は③に該当するときは、保護者全員の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を添付してください。
- ニ (1)④又は⑤に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）1名分の個人番号カードの写し等又は課税証明書等を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（健康保険証等の写し等）を添付してください。
 （注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

留意事項

- イ 個人番号カードの写し等が提出された場合、県が基準日現在の道府県民税所得割の額及び市町村民税所得割の額を個人番号を利用して確認します。
- ロ 「個人番号」とは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号であり、「個人番号カード」とは同条第7項に規定する個人番号カードです。
- ハ 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く）が措置されている場合には、原則として補助対象外となります。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第2号様式

個人番号カード（写）等貼付台紙兼同意書

山梨県知事 殿

山梨県私立高等学校等入学準備サポート事業給付金認定申請のため、個人番号を提出します。
また、本給付金事務を処理するために令和 6 年度の地方税関係情報を取得することに同意します。

令和 7 年 〇 月 〇〇 日

保護者等氏名 甲斐 太郎 印

注）保護者等全員分を提出してください（保護者等が2名いる場合は2枚必要になります）。

個人番号確認書類	個人番号 1 2 3 4 - 5 6 7 8 - 9 0 1 2 氏名 甲斐 太郎 生年月日 昭和 48 年 7 月 10 日 平成	※画像はイメージですので、名前等が異なります  《通知カードは原則として使用できません》 ただし、注②に該当する場合は使用できます。 個人番号が記載されている面を上にして、 貼り付けてください。
身元確認書類	※画像はイメージですので、名前等が異なります  ※官公署発行・発給の写真付き証明書等の場合は1つ（運転免許証、旅券等） 官公庁発行の写真なし証明書等の場合は2つ（公的医療保険の被保険者証と年金手帳等） 詳細は裏面をご確認ください。	
備考		

注）①個人番号カードの写しが提出できない場合は、個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書等を
本台紙と併せて提出願います。

②通知カードの記載事項（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号）を変更すべき事由が発生しておらず、
記載事項に変更がない場合、または、デジタル手続法の施行日（令和2年5月25日）以前に通知カードの変更手
続が完了している場合に限り、個人番号カードの写しの代わりに通知カードの写しを添付することができます。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。9-

個人番号提出時の本人確認書類について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)第16条により、個人番号の提供を受ける際には、なりすましを防止するため、本人確認を行うことが義務付けられています。

本人確認に当たっては、「個人番号確認」と「身元確認」の2つの確認を行う必要がありますので、次の(1)(2)両方の本人確認書類の提出をお願いします。

(1) 個人番号確認書類 (①～④のうち、いずれか1つ)

- ① 個人番号カード(裏面)
- ② 個人番号通知カード(記載事項に変更がない場合、又は変更手続きが完了している場合に限り。)
- ③ 個人番号が記載された住民票の写し(市町村発行の原本)
- ④ 個人番号が記載された住民票記載事項証明書

<提出方法>

- ・①個人番号カード(裏面)又は②個人番号通知カードは、コピーを貼付台紙(第2号様式)に貼り付けて提出してください。
- ・①個人番号カード(裏面)又は②個人番号通知カードのコピーが提出できない場合は、③個人番号が記載された住民票の写し(市町村発行の原本)又は④個人番号が記載された住民票記載事項証明書を、貼付台紙(第2号様式)と合わせて提出してください。

(2) 身元確認書類 (①～③のうち、いずれか1つ)

- ① 個人番号カード(表面)
- ② 官公署発行・発給の写真付き証明書等 1つ (運転免許証、旅券等)
- ③ 官公庁発行の写真なし証明書等 2つ (公的医療保険の被保険者証と年金手帳等)

【参考】身元確認書類一覧

○官公署発行・発給の写真付き証明書等(上記②に該当。いずれか1つ提出)

「運転免許証」、「運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。）」、「旅券」、「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」、「在留カード」、「特別永住者証明書」、「船員手帳」、「狩猟・空気銃所持許可証」、「電気工事士免状」、「宅地建物取引士証(宅地建物取引主任者証)」、「無線従事者免許証」、「税理士証票」、「戦傷病者手帳」、「写真付き身分証明書」、「写真付き学生証」、「写真付き社員証」など

○官公庁発行の写真なし証明書等(上記③に該当。いずれか2つ提出)

「国民健康保険被保険者証」、「健康保険被保険者証」、「船員保険被保険者証」、「後期高齢者医療被保険者証」、「介護保険被保険者証」、「健康保険日雇特例被保険者手帳」、「国家公務員共済組合組合員証」、「地方公務員共済組合組合員証」、「私立学校教職員共済制度の加入者証」、「国民年金手帳」、「児童扶養手当証書」、「特別児童扶養手当証書」、「生活保護受給者証」、「恩給の証書」、「印鑑登録証明書(※)」、「戸籍附票の写し(謄本もしくは抄本)(※)」、「住民票の写し(※)」、「住民票記載事項証明書(※)」、「身分証明書(写真なし)」、「学生証(写真なし)」、「社員証(写真なし)」など

<提出方法>

- ・それぞれコピーを貼付台紙(第2号様式)に貼り付けて提出してください。
- ・※については、市区町村から発行された日から6ヶ月以内の原本を、貼付台紙(第2号様式)と合わせて提出してください。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

口座振込依頼書 記載例

第3号様式

口座振込依頼書

令和 7 年 〇 月 〇〇 日

山梨県知事 殿

郵便番号 400-8501
住 所 山梨県甲府市丸の内1-6-1
申請者氏名 甲斐 太郎 印
電話番号 055 (223) 1322

私立高等学校等入学準備サポート事業給付金が認定された場合は、下記口座へ振り込んでください。

注 意

- 1 給付金の受領口座は、申請者（保護者等）本人名義の口座とすること
- 2 店名・口座番号等の内容が確認できるもの（通帳の写し等）を添付すること

通帳（金融機関名・口座番号・名義人が分かるもの）貼付け欄

振込先金融機関名	<u>銀行</u> 金庫 農協 組合 <u>支店</u> 出張所 店							
金融機関コード	0	1	2	3	支店コード	4	5	6
預貯金種別 (どちらかに○)	普通預金 当座預金							
口座番号	1	2	3	4	5	6	7	
フリガナ	カイ タロウ							
口座名義人	甲斐 太郎							

委任状 記載例（県内の高等学校等の保護者のみ）

第 4 号様式

令和 7 年 〇 月 〇〇 日

山梨県知事 殿

委任状

学校名を記入して
ください。

私が支給を受ける私立高等学校等入学準備サポート事業給付金を授業料以外の学校徴収金等に充てることについて、**〇〇高等学校** 学校設置者（学校長）に委任することを了承します。

申請者住所 (保護者等住所)	〒 400-8501 山梨県 甲府市丸の内1-6-1	ふりがな	かい たろう
		申請者氏名 (保護者等氏名)	甲斐 太郎 印

第1号様式(申請書)と
同じ申請者名を記入し
て押印してください。

【問い合わせ先】

**〒400-8501 甲府市丸ノ内一丁目6番1号
山梨県 総合県民支援局 まなび支援課 私学振興担当
電話 (055)-223-1322 FAX (055) 223-1516**